

よくある質問

【許可業者の方】

●許可業者がごみを搬入する際には必ず申請書の提出が必要なのか？

⇒一般廃棄物の収集運搬業務委託を契約している事業所から排出された一般廃棄物を定期的に搬入する際には、申請書の提出は必要ありません。

ただし、住民から自宅等の一般廃棄物の収集運搬を依頼された等の個別的な搬入については、申請書の提出が必要となります。

その際は、排出者の詳細を記載しなければなりません。

●許可業者が複数の排出場所からまとめて一般廃棄物を搬入する際には、申請書はどのように準備したらいいのか？

⇒排出場所毎に申請書を作成し、提出してください。

ただし、排出場所・排出者の項目を別紙にまとめたものを添付すれば、申請書は一枚のみで構いません。（地図による排出場所の確認等はすべて行います。）

●許可車両の変更（増車・減車）や、事業所登録情報の変更がある場合はどのようにしたらよいか？

⇒許可車両や事業所情報の変更等については、許可を得ている町の管理になりますので、許可をお持ちの町へ確認、申請をお願いいたします。

●搬入カードの再発行、減車や廃業等による搬入カード返却はどうしたらよいか？

⇒長与・時津環境施設組合 [095-865-9386] へご連絡をお願いいたします。